

宮崎公立大学学生海外短期留学に関する規程

平成19年4月1日

規程第84号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学生海外留学に関する規程第2条第3項に基づき、宮崎公立大学（以下「本学」という。）が本学の学生を対象とする2ヶ月未満の海外短期留学（以下「短期留学」という。）を計画・実施する場合に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 短期留学は、本学の学生に対して、本学と協定および了解覚書を結んだ外国の大学（以下「協定および了解覚書締結校」という。）における学習の機会を与え、外国の自然・文化・社会等に関する知識を習得させ、外国の人々との交流を通じて豊かな国際感覚を養わせることを主な目的とする。

(計画及び実績)

第3条 短期留学のために必要な計画は、国際交流部会が作成し、教授会の審議の報告を受けて学長において定め、実施するものとする。

2 短期留学計画の作成に当たっては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 対象となる協定及び了解覚書締結校
- (2) 期間及び学習内容
- (3) 本学における事前研修の概略及び期間
- (4) 資格及び募集人員
- (5) 選抜方法
- (6) 学生が負担すべき費用の概算、本学が負担すべき経費を必要とするときはその総額及び主要な内訳
- (7) その他計画の実施に必要な事項

(単位の認定)

第4条 短期留学の単位は、「異文化実習」として事前研修、海外短期留学、事後研修を受講後、担当教員が単位を認定する。

(実施の細目)

第5条 この規程に定めがあるもののほか、短期留学の実施に関する細目は別に定める。

(事務局の所管)

第6条 学生の短期留学に関する事務は、学生支援課が所管する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。